

令和元年度第2回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和元年11月18日（月）15：00～17：10

場所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 はまなす

○ 開 会

【大脇農政部食の安全推進局食品政策課主幹】

ただいまより、令和元年度第2回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。開会に当たり、北海道食の安全・安心委員会西邑会長からご挨拶をいただきます。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

西邑でございます。食の安全・安心委員会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日は、何かとお忙しい中、委員の皆様には、お集まりいただき、ありがとうございます。

前回、令和元年度第1回委員会におきましては、「北海道クリーン農業推進計画」の策定に向けて、クリーン農業の現状と課題について道から説明を受けるとともに、同計画の策定に向けた考え方について、意見交換を行ったところです。

本日の今年度第2回目の委員会では、「北海道クリーン農業推進計画」の策定について、知事から諮問を受けまして、計画の素案について審議を行う予定となっております。また、本計画については、今後実施されるパブリックコメントでの道民意見などを踏まえて作成される計画の案について、来年1月と2月の2回の委員会で審議を行った上で、答申したいと考えております。

さて、北海道における農業生産は、国内の食料の安定供給のみならず、最近では輸出品目としても期待されており、北海道の基幹産業としてますます重要になっております。また、生産物については、質はもとより、その生産方式にも環境と調和した持続的なものが求められておりますが、持続可能な開発目標SDGsにおいては17の目標と169のターゲットが具体的な目標として、国連で定められております。今回検討するクリーン農業というのは、SDGsの中の多くの目標を達成する上で、重要な手段と申しますか、施策の一つだろうというふうに考えております。農業はやり方によりましては、環境負荷の大きな産業になってしまいます。また、近年の急激な気候変動に対しましては、緩和策と適応策、これが両輪で駆動することが重要でございますが、クリーン農業を推進するということは、この両輪を動かす駆動力になるのではないかとというふうに考えております。本日の委員会でも、北海道クリーン農業推進計画が重要な議題として挙げられております。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いしまして、私からの開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

【大脇主幹】

続きまして、北海道農政部大西食の安全推進監からご挨拶申し上げます。

【大西農政部食の安全推進監】

農政部の大西でございます。食の安全・安心委員会の開催にあたり一言ご挨拶を

申し上げます。

本日は西邑会長はじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またお足元の悪い中、本委員会にご出席賜りありがとうございます。また日頃より、北海道の食の安全・安心の確保にご尽力を賜り、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本年度はクリーン農業推進計画の策定年でございますことから、前回の委員会におきまして、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。その後、全道5か所で地域の意見交換会を開催いたしまして、クリーン農業について広く意見を聴取させていただきました。この度、これらの意見などを踏まえ、取りまとめた第7期の北海道クリーン農業推進計画の素案を本日の委員会にお諮りいたしますので、ご審議をよろしくお願いしたいと考えてございます。道といたしましては、本日皆様からいただいたご意見、そのあと、速やかにパブリックコメントを実施しまして、クリーン農業をめぐる様々な課題に適切に対応した計画を策定して参りたいと考えてございます。

また、いわゆるゲノム編集技術を利用して品種改良された農作物等が開発され、食品として流通しうる段階を向かえており、先般、関係省庁におきまして、国内における取扱いについて規定、整理されましたことから、その概要について後ほど情報提供させていただきたいと思っております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご提案をいただくようお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【大脇主幹】

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。出席者名簿、配席図、それから北海道食の安全・安心委員会委員・特別委員名簿、その後ろに本日の審議、情報提供に使います資料です。資料1、2、3がクリーン農業推進計画の関係の資料でございます。それから、資料の4-1、4-2、5、6が情報提供させていただくゲノム編集技術関係の資料でございます。その後ろに食の安全・安心条例、本委員会の運営要綱、傍聴要領を付けてございます。もし、資料に不足等ございましたら、仰っていただければと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出席委員のご確認をさせていただきます。本日、大塚委員がご欠席でございます。それから畠山副会長が、今こちらに向かっているということでございます。委員15名のうち14名ご出席いただいております。北海道食の安全・安心条例の第33条の規定によりまして、2分の1以上出席いただいております。本日の委員会は成立ということでご報告させていただきます。

それでは続きまして議事に移りたいと思っております。これからの議事進行につきましては、西邑会長にお願いしたいと思います。西邑会長よろしくお願いいたします。

○議 事

【西邑会長】

はい。よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入りたいと思っております。お手元の次第により進めて参ります。まず、1の(1)の審議事項ア、北海道クリーン農業推進計画(第7次)の諮問について、事務局から説明をお願いします。

【山口農政部食の安全推進局食品政策課長】

食品政策課山口でございます。ただいま西邑会長からお話がありました諮問につきましてでございます。これは、第7期北海道クリーン農業推進計画を策定するに当たりまして、本委員会に意見を求めるというものでございます。本日は、計画の素案についてご審議をいただき、次の来年1月、さらに2月に開催予定の委員会で、計画の案についてご審議いただいた上で、答申をいただきたいと考えておりますので、西邑会長はじめ委員の皆様よろしくお願いたします。

【大西食の安全推進監】

北海道食の安全・安心委員会会長西邑隆徳様。クリーン農業を推進していくため、今後、道が進めます施策の具体的な展開方向を示す北海道クリーン農業推進計画(第7期)を定めるに当たり、北海道食の安全・安心条例第29条第1項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めますのでよろしくお願いたします。北海道知事鈴木直道。令和元年11月18日。よろしくお願いたします。

<大西食の安全推進監より、西邑会長に諮問書を手交>

【西邑会長】

ただいま、知事からの諮問書をいただいたところでありますが、この諮問がありました北海道クリーン農業推進計画については、道のクリーン農業に関する施策の方針を明らかにする中期的な指針であり、大変重要な計画であると認識しております。当委員会として答申に向けて審議を行って参りますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本計画の審議を進めたいと思います。この北海道クリーン農業推進計画(第7期)素案について、事務局から説明をお願いします。

【山口課長】

食品政策課山口でございます。

現在、策定作業を進めております、第7期北海道クリーン農業推進計画について、計画の素案を取りまとめましたので、お手元に配付しております資料によりご説明いたします。まず、資料1として計画素案のポイントでございます。それから資料2として7ページまでが素案本体、8ページ目が参考といたしまして現行計画との項目比較を添付しております。また資料3として目標指標の考え方、裏面に8月以降行いました地域意見交換会での主な意見を記載した資料を配付しております。

まず資料1の計画素案のポイントから説明いたします。1の「基本的な考え方」といたしましては、平成3年に道が全国に先駆けて提唱したクリーン農業は、これまで着実に広がるのと相まって北海道農業のブランド構築に寄与してきたところがありますが、会長のご挨拶にありましたとおり、近年SDGsなど持続的な社会づくりが求められる中、環境と調和したクリーン農業への期待がさらに高まっており、第7期計画では、消費者と農業者に向けてクリーン農業の重要性を啓発すること、

気候変動等に対応する技術を開発し地域の条件に即して普及することなどを通じ、クリーン農業の安定的な拡大を推進し、持続可能な北海道農業・農村を確立するという考えでございます。

次に、2の「施策の推進方針の柱」といたしまして、左側に記載しております、SDGsなどへの関心の高まりなど社会情勢の変化、気候変動や規模拡大などクリーン農業を取り巻く環境の変化を受け、右側に、次期計画の5本の柱、今後道が進める施策の推進方針と展開方向を記載しております。

SDGsのような社会の動きの中で、持続的農業・農村を支えるクリーン農業の重要性を、改めて消費者や農業者の皆様にご伝えていくことが大切であると考え、まず、1点目として、クリーン農業への理解の促進を柱といたします。これが今回の見直しのポイントの1つでございます。こうした点につきましては前回の7月の委員会で、吉田委員、畠山委員をはじめご意見をいただいたところでございます。

また、クリーン農業を推進する上で、何よりも重要な技術の開発と普及につきましては、気候変動などを踏まえた技術の再構築や、地域や農業者の状況に応じた課題やニーズを十分に把握するなど、特にこれまで以上に地域の条件に即したものにして参ります。これはYES!cleanや有機農業、いずれの柱にも通じることとして、今回の見直しの2つ目のポイントとしております。技術関係につきましても、前回の委員会では、複数の委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

さらにクリーン農業では、農薬の適正使用のような食品安全や、適切な施肥のような環境保全といった取組を確実にやっていくということが大切であります。生産工程を管理する手法であるGAPの活用がクリーン農業の推進においても、効果的かつ効率的であるということで、国際水準GAPの推進を、クリーン農業を支える取組として新たな柱としております。これは今回の見直しの3つ目のポイントとなります。食品安全や環境保全、GAP等についても、前回委員会では鈴木委員や大塚委員などからご意見をいただいたところでございます。

それから最後の方の資料3の目標指標の考え方でも説明いたしますが、この5本の柱それぞれに目標指標を設定して、取組の検証を的確に行えるようにしたということが今回の見直しの4つ目のポイントになります。今話しました内容が素案のポイントということになります。

次に資料2、素案の本文、こちらの内容をご説明したいと思います。まず資料2の1ページ目になります、ローマ数字のⅠ「北海道クリーン農業推進計画（第7期）について」でございます。計画策定の趣旨は先ほど、資料1のほうで説明した基本的な考え方と同様なものでございます。2の計画の位置付けは、これまでと変わらず北海道農業・農村振興条例、それと北海道食の安全・安心条例の2つの条例に基づく計画、具体的には、第5期農業・農村振興推進計画、第4次食の安全・安心基本計画、これらの計画に沿った施策別の計画として、このクリーン農業推進計画を位置付けているもので、計画期間、令和2年度から概ね5年間の、今後道が進めようとしている施策の展開方向を示す計画として策定をいたします。

ローマ数字のⅡ「クリーン農業について」でございます。1にクリーン農業の定義、2としてクリーン農業の環境保全効果、3にこれまでのクリーン農業推進計画の策定状況をそれぞれ記載しております。こちらは前回7月の委員会の際に説明を

させていただきましたので、ここでは省略させていただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字のⅢ「クリーン農業の現状と課題」に関してでございます。まず1の「クリーン農業の取組状況」についてですが、こちらも前回の委員会で触れた部分と重なるかと思いますが、道内において堆肥等による土づくりや化学肥料の削減、農薬の削減、いずれかを実施している農家数の割合は、平成27年に51%ということで、都府県の35%に比べて高くなっている状況です。また、単位面積当たりの農薬・主要肥料の出荷量は、クリーン農業がスタートした平成3年から比べて、それぞれ約4割程度の削減となっております。このような状況から、クリーン農業の取組は着実に広がってはおりますが、今後ともクリーン農業への理解の促進、技術開発と普及、生産・流通・消費の拡大にしっかり取り組んで、クリーン農業の安定した拡大を図ることが重要と考えます。

2の「クリーン農業への理解促進」ですが、クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全効果については、消費者に対してPRを行ってきております。今後も消費者に対して理解を深めるとともに、農業者に対しても持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の実践をこれまで以上に普及していくことが重要と考えております。

3点目、3の「クリーン農業技術の開発と普及」でございますが、これも前回お話をさせていただきましたとおり、これまで435のクリーン農業技術を開発して、その普及に取り組んできており、今後も新規の病害虫への対応や、栄養診断の高度化による施肥対応など、クリーン農業技術の開発と普及が必要となっております。この3までの部分が、次期計画の総論的な部分、広い意味でのクリーン農業の取組、これの現状と課題となっております。

次に3ページ、4からの3点が具体的な取組の柱となります。まず、4の「YES!clean農産物の拡大」でございます。「YES!clean表示制度」に取り組む生産集団は、構成員の高齢化などから減少傾向にあつて、263集団となっております。一方、作付面積は増加傾向にあつて約18,000haとなっております。またYES!cleanマークを表示したYES!clean農産物利用の加工食品は14事業者の39商品が製造販売をされております。今後とも道産ブランドの信頼関係や産地の技術向上のためにYES!clean農産物の生産拡大を図っていくことが重要と考えております。

続きまして5の「有機農業の拡大」でございます。有機農業に取り組む農業者は510戸、約4,000haで、いずれも減少傾向ですが、1戸当たりの面積は増加をしております。今後とも安定的な販路の確保や有機農業への参入、転換を推進していくことが必要と考えております。

最後に4ページ、6の「国際水準GAPの推進」でございます。国際水準GAPは農業経営力の強化などに役立つほか、食品安全における農薬の適正使用や、環境保全における適切な施肥、廃棄物の適正処理などを確実に行う取組でありますことから、クリーン農業を推進する上で効率的かつ効果的な取組と考えております。本年3月現在、認証数が公表されているASIA GAP、JGAPで234農場、この他に、認証数が公表されていないGLOBAL G. A. P. で102農場を確認しており、認証数は増加傾向で推移しております。今後とも流通販売事業者からのニーズの高まりに対応するために、さらなる導入の拡大が必要と考えております。

次に、4ページの中のローマ数字Ⅳ「クリーン農業に関する施策の推進方向と展

開方向」について、同様に5本の柱に沿って説明をしたいと思います。まず、1の「クリーン農業への理解の促進」であります。推進方針といたしましては、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む重要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による環境保全効果を広く消費者や流通販売事業者に発信して理解を促進いたします。展開方向としましては、時代が求めるクリーン農業の大切さを農業者に今一度伝える活動や、イメージキャラクターの使用、生き物調査、出前講座など、消費者の理解を促進する活動などを推進いたします。

次に、2の「クリーン農業技術の開発と普及」になります。5ページ目になります。推進方針といたしましては、北海道立総合研究機構と連携をしながら、新たな課題等に対応し、地域条件に即して安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の開発と普及を推進いたします。展開方向といたしましては、少し細かくなりますが、気候変動等の影響で新規あるいは特異発生した病害虫対策や、農薬を使わない防除方法などによる化学合成農薬の削減、栄養診断の高度化等による化学肥料の削減などの技術開発、また作物別研修会の開催による農業者間の情報交換の促進、現地実証や栽培基準づくりなどによる産地支援といったことにより、技術普及に努めて参ります。

次に「YES!農産物の拡大」、3になります。こちらの推進方針といたしましては、北海道のクリーン農業を牽引する「YES!clean表示制度」により、クリーンな道産農産物への一層の理解と信頼を得るとともに、YES!clean農産物の拡大を推進いたします。展開方向としましては、北海道クリーン農業推進協議会や普及センターと連携した地域登録集団の増加や、農業者との交流や農業体験の機会等を通じてYES!clean農産物のPRを進めるとともに、YES!clean登録集団が取り組んでいる化学肥料や化学合成農薬を削減するために行っている工夫や苦勞のストーリーを流通販売事業者に提供するなど、販路拡大を進めて参ります。

続いて4の「有機農業の拡大」ですが、こちらの推進方針といたしましては、有機農業の参入さらに転換の増加や、経営の安定的な継続、有機農産物等に対する理解の醸成や販路確保などにより、有機農業の拡大を推進して参ります。展開方向といたしましては、有機農業経営に係る実践的な情報の提供等による慣行農法からの転換や新規参入と、さらにその定着の促進、有機農業者によるネットワーク活動の充実、有機農業の情報発信や需要喚起などに取り組むということにしております。

なお本日欠席をされております大塚委員の方から、これに関連して、取引、販売先の確保や補助金などの面での支援施策の拡充を要望するといったご意見をいただいております。

最後に、5の「国際水準GAPの推進」になります。推進方針といたしましては、環境との調和などの持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の取組拡大に向け、生産段階における国際水準GAPの実施を推進いたします。次のページの展開方向といたしましては、農業者へのGAP導入効果の周知や農業者団体とともに支援体制を整備することなどを通じて、国際水準GAP実施を推進して参ります。

最後にローマ数字のV「計画推進の各段階の取組」についてでございます。全道的な取組、それから振興局段階の取組、そして、市町村・団体の取組についてそれぞれ記載をしております。以上が素案本文の内容となります。

それから資料3をご覧いただきたいと思います。こちら目標指標の内容になります。5本の柱に沿ってそれぞれ一つずつ指標を設定してはどうかと考えたところでございます。

まず1つ目の「クリーン農業への理解促進」に対する目標指標といたしまして、理解を促進する取組、例えば農業体験型講座や生き物調査などに参加し、クリーン農業の役割を理解した消費者を北海道クリーン農業サポーターとして、そのサポーター数を5年間で3,000人にいたします。

2つ目の柱「クリーン農業技術の開発と普及」、これに対する目標指標としましては、環境保全型農業の取組農家の割合を現状の51%から80%に増加をするというものです。現行計画、第6期計画の目標100%から後退したように見えるかもしれませんが、前はすべての農業者の表現を100%といたしましたが、今回、概ねすべての農業者という意味の表現で80%という数字にしております。

3つ目の「YES!clean農産物の拡大」、これに対する目標指標といたしましては、YES!clean作付面積20,000haを目標とします。これまでの計画の目標27,000haから減少はしておりますが、第6期、現行計画期間の増加率を2倍にするといった前向きな数値としたところでございます。

4つ目の「有機農業の拡大」に対する目標指標といたしましては、有機農業の取組面積を6,500haとしております。これは有機農業推進法に基づいて作成をしている第3期北海道有機農業推進計画、この目標値と整合を図っております。

最後に、5つ目の柱「国際戦略GAPの推進」に対する目標指標といたしましては、国際水準GAPのうち認証数が公表されているJGAP、ASIAGAPの認証取得数390農場という目標としております。これは国が目標とする2030年にほぼすべての産地でGAPを導入するという方針を踏まえまして、現在団体認証に取り組んでいるJAの認証取得割合の実績と、認証数は加速度的に増加していくといったような形で試算をしたところでございます。

以上、第7期北海道クリーン農業推進計画の素案をご説明いたしました。今後、本日を含む委員の皆様からのご意見、それから北海道議会でのご審議、さらに、明日から1ヶ月間、各振興局での縦覧配付や道のホームページで掲載して、パブリックコメントを実施する予定です。広く道民の皆様のご意見伺った上で、計画の案を取りまとめ、次回以降の本委員会で、その計画案を委員の皆様にご審議いただき、3月中に計画を策定したいと考えております。以上で説明を終わりたいと思います。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。ただいま説明がありました北海道クリーン農業推進計画第7期の素案につきまして、本日ご出席の委員の皆様から、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。時間の関係もございしますが、お1人様、3分程度で、質問意見等をお願いしたいと思います。せっかくの機会ですから、皆様、お1人お1人からご意見賜りたいと思っております。まず質問等でも結構ですが、どなたかございますか。それではよろしく申し上げます、川合委員。

【川合北海道食の安全・安心委員会委員】

クリーン農業に対する取組ということで、生産者が取り組みやすいように、科学

的根拠に基づいて指導していただくこと、また、技術開発も進めていただき、その成果を実際の農業現場に指導し管理するということも含まれておりますので、大変よろしいかと思えます。この計画の中身としては農業、生産の現場における取組がメインに書かれているわけですがけれども、例えば化学合成農薬を減少させるということに関して、いわゆる慣行農法と比べて、クリーン農法で農薬の残留量など実際に効果が作物中にどのように反映されているのかがわかりません。それに関する実態調査の数値などお持ちでしたら、紹介していただけると理解しやすいと思えます。

【堀田北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場病虫部長】

道総研農業研究本部中央農業試験場の堀田と申します。農薬の残留については今までも、特に課題化をせずにごしております。農薬の登録基準にも、すでに残留基準というのが設定されて、どれぐらいまで、何回まで散布していいという、それぞれの基準が作られておりますので、その基準から減農薬にすれば、それはクリアできるだろうということ、今まではそのような、例えば満度に撒いて残留がどうかということについては、特に研究には取り組んでおりません。すでに安全の範囲として、それを前提にさらに減農薬をと、そういう取組を行ってきております。

【川合委員】

現行でも、ほとんど残留農薬基準値をオーバーすることはないというか、まれなケースだと思うのですが、さらにこういうクリーン農業の推進によって、効果がより数値として明らかにになるのであれば、実際それを公表するというのはなかなか問題点もあるかもしれませんが、消費者や生産者に対するアピール度は高いのではないかと考えられます。

【西邑会長】

ありがとうございました。とても大事なポイントかと思えます。エビデンスとして、これぐらいのことになるんだよということ、一般的な使い方と比べて数値で見えるというのは、やはり理解を促進する上で、非常に重要な数値かなと私は思いました。他に、いかがでしょうか。

【北海道食の安全・安心委員会畠山副会長】

すいません。単純な質問なんですけれども、クリーン農産物の加工食品が出ているということなんですけれども、14事業者39商品とここに書かれておりますけれども、主にどのような商品なのかということが知りたいことが1つと、あとそれから新規事業ということで、クリーン農業サポーター制度を創設するというのでいらっしゃるけれども、クリーン農業サポーター制度というのは具体的にどのような制度になるのかということ、この2点をお願いしたいと思います。

【山口課長】

まず、1点目のほうのYES!clean加工食品については、39商品がございますが、小豆、小麦、ゴボウ、水稲、メロン、カボチャといったものを原材料としたもの、例えば、米飯であるとか、カボチャやメロンなどをスムージーにしたもの、小麦の

関係でいいますと、パン粉やうどん、ひやむぎといったものに加工したもの、それから、水稲の中で餅だと切り餅や大福といったようなもの、そういったものがございます。

それからサポーター制度のご質問が一点ございました。こちらの方、今までは指標として農業センサスのデータを使っておりましたが、こちらのセンサスのデータでは、理解度というのなかなか把握しにくいところがあります。認知度といった項目、なかなか設計が難しいということがございまして、私が先ほど説明しましたように、例えば、生き物調査など具体的な農業体験型の講座、生産者との交流、そういったものを実際に全道段階あるいは振興局の段階で、農業団体と連携して取り組んで、数を積み重ねていくということが、目標として、しっかり目指して取り組んでいけるもの、ふさわしいのではないかとといったようなことで設定をしております。一つの参考といたしまして、私どもメールマガジンとして、MOGUMOGU インフォメーションというものを10日に1度ほど発信しておりますが、これについては、登録者数を約6,000人から8,000人に増やしていくという目標にしております。そういった具体的に掴めるものの方が、指標として把握しやすいのではないかと、そういったところで設計したところでございます。よろしいでしょうか。

【畠山副会長】

はい、わかりました。3,000人というのは、実施する人が3,000人というのではなく、参加をする人たちということですね。

【山口課長】

参加をしてくれる、賛同をしていただく人で、5年間で3,000人という目標を定めています。

【西邑会長】

その他の委員の方、いかがでしょうか。

【鈴木北海道食の安全・安心委員会委員】

普及のためにGAPを利用するというお話でしたが、JGAP、ASIA GAP、それからGLOBALG.A.P. ありますよね。それで、多分お金のかかる額も違うと思うんですけど、それを普及するのに、支援体制を整備するということが、どのGAPを普及していこうと考えておられるのか、ある程度固まっていますか。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

29年度から、道はそれまでのGAPというものから少し変えまして、それまでは、例えば農協さんが独自でやっているもの、一部の大手スーパーが独自にやっているもの、その他にGLOBALG.A.P. などの国際的なGAPがあったのでございますけれども、全国的に国際的なGAPを推進すること、これも、これから農業の国際化が一層進展するので、国際競争力をやっぱり持たないといけない、輸出も視野に入れられないといけないということも含めまして、GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAPというこの3つを推進するということになりまして、道の施

策としても、まずはそのためには指導員をしっかりと、体制を整備しないとイケないということで、農業団体と一緒に、また普及員も含めまして、道内でも四、五百名くらいの指導員を確保してございます。それと同時に農業者の方々にGAPの必要性を普及しながら、併せて、初年度だけは取得経費のほぼ全額は支援して、2年目以降は、GAPの必要性というのを自ら理解する中で、それぞれ対応してもらおうこととしています。

ただ、北海道の場合は大量生産、大量消費、加工という流れがございまして、一人で取って、残りは取らないで、それをコンタミして、一緒に大型の工場に入れてしまっても意味がないので、今農業団体では、特にホクレンさんが中心になって、まず国際的なGAPを意識した方向に向かうために、例えば米などを含めまして、系統活動の一環で、全体で運動として盛り上げて、ステップアップをしながら、そういったものに向かっていくという取組を始めているところでございます。そういった方でも、いろんな国の支援や施策など使いながら、そういうことを進めていただいておりますし、また、自分で出荷する人は個人で取得してもコンタミしませんので、これは個々人で取っていただくという形の中で、指導面での指導体制の強化、それから、取得に伴う支援を行っているというようなところで、今後とも進めていきたいというふうに考えてございます。

【鈴木委員】

ありがとうございます。結局、表示制度というのもそのうち必要になってくるのかと思うんですけど、どんどんGAPを取りました、それで、今後、道産の生鮮野菜とか果物を輸出するみたいな形になった時に、海外で通用しないということになってしまうと、これまた問題になると思いますので、その辺もある程度見通した上で、どのGAPを普及していくかということをお金の問題も天秤にかけないといけないと思いますが、その点で、せっかく取っても意味が無いということにならないように、ある程度考えていかれた方がいいかと思います。

【瀬川局長】

輸出もまだまだこれからというところではございますけれども、実はGLOBAL G.A.P. というのは、表示をしてはダメという世界でして、JGAPの中でもASISGAPはマークを付けてというような形ですが、どちらかというと、マークを付けて有利性を出すというよりは、当たり前の世界に海外市場ではなることがあります。例えば、GAPでなくても、アメリカであればSQFみたいなものを取って、安全性をPRしながら、ロットを抱えて市場開拓していくというやり方もございます。実はマークが明確になく、そういった製品だということをアピールしながら市場を取っていくというやり方でございますので、これも手前どもで輸出もやっておりますので、両方バランスをとってやっていきたいというふうに思っています。

【鈴木委員】

わかりました。ありがとうございます。

【西邑会長】

今の話で、指導員の方が四、五百名いらっしゃる。この方は具体的にはどういう方たちで、どういう仕事をやられてるかちょっとご説明いただければと思います。

【山口課長】

だいたい普及員で200名弱、それから農協等の営農の指導員も同じくらい。それから市町村の職員といったような方々、それらを合わせてという状況です。基礎講座などを受けられたという方をカウントしております。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。その他、委員の方から。はい。それではまず吉田委員。

【吉田委員】

学校給食での利用促進、食育活動の推進というところがあるんですけども、今現在でも札幌の小学校、中学校での学校給食にYES!cleanの農産物というのが使われていると思うのですけれども、それに対しての学校との連携といいますか、そういった学習ですとか、どういったつながりあるのかをちょっと教えていただきたいのですが。

【山口課長】

なかなか価格の点などもあって、具体的に量として多いかということ、なかなかそうではない部分があるのですが、学校との連携という部分では出前講座などそういった取組があります。これは食育の中での数字ですが、学校を中心に1年間で延べ40万人ぐらいの生徒の方が食育の関係の取組を行ってございまして、先日の食育コーディネーター会議等でそのような数字を把握して報告したところでございます。特に学校では学校給食が、食育並びに食習慣を作っていくといったところで、やはりその機会は非常に大きいので、小学校、中学校、さらに栄養教諭の協力を得ながら、そういう機会を通じながら、このYES!cleanの取組を含めて行ってもらうことを考えております。

【吉田委員】

ありがとうございました。子供が学校で学んだことを家庭で話すと思います。それをやっぱり親が理解して、食生活につなげられれば一番いいと思いますので、例えば学校で学んだことを、そういったものを、子供を先生としてというか、親と週末に農業体験に行けるようなそういった繋がりがあると、大変いいかなと思います。また、小学生ぐらいの小さいお子さんを対象にした食育活動というのはあると思うのですけれども、中学生、高校生となると、なかなかそういった機会がありませんので、ぜひ中学生、高校生、そこに対する食育というものもやっていただけたらいいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【山口課長】

今いただいた中学生、高校生のことは、食育の会議でもお話あったんですけども、特に高校生がブラックボックスになっているということ、そこで給食がなくなるということもあって、高校生に対するアプローチをどうしたらよいか一つ課題として伺ったことがあります。そのあたり、大切な思春期の時期でありますので、食に対する理解、関係をターゲットに、このクリーン農業以外のところも含めて、広く食育に取り組みたいと考えております。

【西邑会長】

吉田委員、でよろしいでしょうか。

【吉田委員】

はい。

【西邑会長】

食育というどうしても小さなお子さんというイメージが出てくるのですが、精神的にも肉体的にも成長するその時期に何を食べるかということも大事なことだと思いますね。そういったところも、カバーできるようにしていただけるとよいと思います。他の方で、では武岡委員。

【武岡北海道食の安全・安心委員会委員】

同じような質問だったんですけども、（資料2の）2ページ目の2番で出前講座やセミナー等を通じて消費者にPRと記載されてるんですけども、こちらは、いつ、どんな形で、何回ぐらい予定されているか、また実施しているのか、教えていただきたいなと思いました。

【山口課長】

実施している結果はございますので、少々お待ちください。これから進めていくところについては、これから予算要求と相まって、数字の方は固めていきたいと思っているんですけど、実績のほうは後ほど説明をしたいと思います。

【武岡委員】

一つ思ったのは、消費者にPRということで記載があるんですけども、やっぱりたくさんの人に知られないとあまり意味がない気がしていて、ちょっとずれるんですけど、自宅にこれ（北海道農業・農村情報誌「confa」）が送られてきたんですけども、これ読むとすばらしい資料で、初めて見たんですけども、せっかくこういう資料を作っても、これを見ると銀行だとか、あとは市町村の窓口、それから病院だとかに設置していると書いてあるんですけども、もっと小売店さんですとか、もっと主婦層だとか、買い物に来る人たちが、多くの方々が目にするようなところに設置をしていただけると、もっともっと、ものすごくいい内容なので、道民に広がるんじゃないかなというふうに感じましたので、ぜひよろしく申し上げます。以上です。

【西邑会長】

貴重なご意見ありがとうございます。PRの場というところでしょうけども、冊子体、あるいはWebとかSNS等使って効果的に、こちらの思いが伝わるという手だてを考えていただければと思います。藤井委員、お願いします。

【藤井北海道食の安全・安心委員会委員】

私もPRの観点からお話させていただきたいんですけども、PRで一番インパクトがあるのは、やっぱり実際に販売しているところになります。そういう意味ではいろんな研修、講座をやったり、出前講座などいろいろありますけれども、やはり何と云っても、売っているというところにあります。先ほど、いろいろ子供たちの話があって、学校給食ももちろんなんですが、一番大切なのはお母さんたち、若いお母さんたちですね。食育がもっとも必要だと、仕事上そう感じております。そういう意味では、やはりお母さんたちに訴えることを大いにやってもらいたい。

ただしそう言っても、現実には、就学期を通してどれだけ安定的にできるかというのがありますし、一方では先ほども出ております、価格もどのようになるのかなというの、非常に分からないところがあります。ある意味では限定的なモデルケースという形になると思うのですけれども。そうすると、小売さんといってもすべての小売さんというのはなかなか難しいと思います。量の問題も含めてですが。そういう点では、ホクレンさんのお店だとか、生協さんとかですね、ある程度、一般の小売さんとは、同じ小売さんなのですけれども、ちょっと違った形でできる小売さん。その店の中で限定コーナーを作って、先ほどパンフレットの話もありましたけれども、その中で販売しながらPRしていく、先ほどの出前講座なども並行してやっていくということが必要ではないかと。そうではない、単なる研修、講座ばかりではなかなかうまくいかないと思います。過去にも減農薬とか低農薬とか、我々も随分やりましたけど、あまりうまくいかなかったという経験はありますので、そういう意味では、ぜひそういうふうにやられたらいいかなという意見であります。以上です。

【山口課長】

ご意見ありがとうございます。計画策定の参考にさせていただきます。

先ほどご質問のありました、生き物調査や講座の実績、今年度行っている部分ということでもありますけど、だいたい30ほどの行事を行っております。各種セミナー、それから稲作体験、いろいろな展示等合わせて約30となっております。代表的なものとしては、アリオやラルズなどの量販店でのPR、それぞれ振興局段階で取り組んでいる同様の取組、それからクリーン農業のセミナー、大学等で行うセミナー、それから子供たちを集めての生き物調査、そういったところが主なものになっております。こちらでよろしいでしょうか。

【西邑会長】

ありがとうございます。先ほどの質問に対する数値、内容でした。

それで今、藤井委員からありましたところ、とても大事なことで、やっぱり、本

当にそのものを食べる時、買うときに、それがなんだという実感を伴った認識というのがとても大事だと思うんですね、そのところ、先ほどの武岡委員からあったPRの手段とあわせてですね、何かよい効果がきつとあると思うので考えていただいて、それが案の中に入ってきたらと思います。

まだですね、20分ぐらいありますので、皆さんご質問ご意見お願いします。はい、川畑委員。

【川畑北海道食の安全・安心委員会委員】

栄養士会の川畑でございます。皆さんからお話があった中で、私が伺いたいなと思っていたところは先ほど質問されたのですが、私がちょっとお話をさせていただきたいのは、いい商品であっても、その商品が実体験として体に入ったときどうなのかというような部分が少し加わってくると、例えば野菜は確かに、有機野菜は非常にいいですよというのが、何に対していいのかという、もうちょっと具体的な購買の仕方というのがあっていいんじゃないかなと、ちょっと日頃思っていました。せっかくこういうふうにスタートしても、先ほどの武岡委員の方からも、いい冊子があって、その冊子が目に触れる時に、理解ができる方とそうじゃない方がいらっしゃると思うんですね。なので、せっかくお店に置かれたときに、商品にはこれとこれを合わせるともっといいですよというような部分だとか、この商品はこんな加工すると、こんなふうには有効ですよというのが、やはり具体的なものにすると、購買意欲も少し上がるのではないかなと。商品だけ買っても使い方がわからないだとか、もっと有効的な使い方もあるというようなこともありますので、ちょい足しのような何かプラスアルファが、今あまりないような気がしてならないんですよ。栄養士会としてもその辺のところ、少し動かないといけないと、常日頃思っておりますので、コンビニエンスストアに行ってもいい商品を、これ単体で買っても、これとこっちを買ったほうがまだいいですよみたいなイメージのものをどんどん進めていかれると、お母さんの食育にも繋がってくるのかなというふうに思っています。せっかく14事業者で39品目できている。申し訳ないのですが、私、それにすごく関心の高い方の部類に入るはずなんですね、なかなかそれがどの商品だったのかなという、畠山委員からの質問を私もしたかったところでございますので、その当たりのところ、もうちょっと明解になるといいのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【西邑会長】

貴重なご意見ありがとうございました。栄養士会ともタイアップしながらですね、そういう方法を考えていただければ。他にいかがでしょうか。はい、濱本委員、よろしく願いいたします。

【濱本北海道食の安全・安心委員会委員】

北海道の農産物を中心といった小売店をやっているのですが、生産者で今年、いつもおいしい農作物を作られている方が、ちょっと味が落ちたなと感じることがありました。よくよく話を聞くと、より自然に近い形の栽培方法に変えたとおっしゃられていたんです。今まで美味しかったのに、ここで味が落ちてしまうと、お客様

の購入が滞ってしまうということもありますので、農法を変えたときのそのリスクに対するフォローアップというのが必要なのかなというふうに感じています。

【西邑会長】

ありがとうございます。そのあたりについてはいかがでしょうか。対応というのはいろいろあると思うんですが、おいしさ、やっぱり食品なので、こういうストーリーでこういうふうにしたんですよ、でもやっぱりおいしいということが必要であると思うんですね、そのところで、こういう方法でこういうふうにしたときに、もう少しおいしいものを作る手だてとか技術とか、あるいは評価とか、そういったものが必要になってくるかと思うんですが、この点いかがでしょうか。研究開発の部分もあるかと思えます。

【山口課長】

味が落ちたというのは具体的に、差し支えのない範囲で、どのような品目で、どのようなやり方で。自然に近いということでしたが。

【濱本委員】

ミニトマトです。その生産者のミニトマトは素晴らしく美味しい、毎年美味しいんですけども、今年は雨とか気象条件もありますので、ちょっとしばらく様子は見てたんですけども、例年並みまで持ってこないの、何か変えたか聞いたところ、栽培方法をちょっと変えたというお話だったので、もうちょっと詳しく聞きたかったんですけど、そのグループ内でいろいろと試行錯誤やられてるみたいだったので、詳しいことはちょっと教えられないけど、というお話でした。

【山口課長】

試験場のほうから補足などありましたら後でお願いしたいのですが、ミニトマトでしたら水分だとか、切ったりだとかによって味が変わったり、あと、GABAといわれる成分が上がったり、そういういろいろな変動をするというのは聞いたことがあります。

我々としては、西邑会長もおっしゃった、栽培におけるストーリーといった部分を大切にすることについて、今年一つの試みとして、先ほどの川畑委員の意見にも関係するかもしれないのですが、コープさっぽろさんの「食べるたいせつフェスティバル」というのがございまして、そちらで当課のほうで今年、YES!clean 農産物、それから麦チェンなどの取組をしている商品を使って、親子で簡単な調理、サンドイッチを作って食べてもらうという取組をしました。そうするとストーリーも上手く伝わりつつ、農産物の味、素材の持つ味といった部分も伝わり、非常に好評でした。そういった部分を工夫しながら、これから少しずつ、ご意見に対応できるような取組をしていきたいと思っておりますのでございます。

栽培の関係で何かございましたら、お願いします。

【中本北海道立総合研究機構農業研究本中央農業試験場農業環境部長】

中央農業試験場農業環境部の中本です。よろしく申し上げます。クリーン農業の

観点から言えば、クリーン農業自体が施肥量だとか、無理のない生育を目指すということで、これは味に関しては大体よくなる方向でということで、このような技術を進めております。ただし、一般の農産物、それ以外のことにつきましては、先ほどトマトの水分だとか、もっと積極的に甘みをのせるとか、あるいはお米であればタンパクを下げるとか、そういう別な方向の農業というのも確かにあって、それらについても私達研究しながら、取り組んでいるところです。

今回のことにつきましては、どのような農業をやっていたかというのは分からないんですけれども、クリーン農業というのはそういう方向で、品質も良くしながら、できるだけ無理、無駄のない、化学物質をあまり使わないような農業を目指しているということでご理解いただければと考えております。

【西邑会長】

よろしいですか。その他。では、先に森委員の方から。

【森北海道食の安全・安心委員会委員】

北大の森でございます。今お話が上がっていたクリーン農業の生産に関してです。クリーン農業では、余計な物を使わないことを基本前提としていると思いますが、道内の各地には色々な状況があると思います。余計な物を使わないクリーン農業の手法がどの程度まで適応可能なのでしょうか。この事について、一応お伺いしておきたいと思います。現状でも50%程度がもう取り組んでいらっしゃるということですけれども、それが、道内の各地で行われているか、地域的な偏りがないか等、そういったことがもし分かればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【山口課長】

一定程度というのは51%という数字、これは平成27年のセンサスの調査の数字なんです。これは環境保全型農業に取り組んでいるといった質問があって、5割が取り組んでいるという答えなのですが、「地域の観光と比べて」とありますので、慣行農法含めて、地域全体が環境保全型農業に取り組んでいくと、環境保全型農業の取組それ自身が全体的に上がっていくと、逆に数値だと出てきにくい、正確に出てこないというところが少しあるかなということがありまして、その数字の部分は今回、指標を変えることを考えてございます。

また、地域的にどこが取り組んでいるのか、そこは農協単位でクリーン農業に取り組んでいる、有機に取り組んでいる、そういった地域的な特徴がございますし、さらに取り組んでいる地域はこの産地といった偏りはございます。具体的な地名とかはよろしいでしょうか。

【瀬川局長】

これまで使っていた国のセンサスの数値は、クリーン農業でイメージするような、農薬と化学肥料両方削減していたらこのカウントとなるわけではなくて、環境に配慮した取組をしていればカウントになってしまうものですから、クリーン農業のイメージと同じように見ってしまうとちょっと違うような形になります。

【西邑会長】

よろしいですか。森委員の質問の意図は、そういう地域差とかもしあるならば、何かその奥に取組とかいうものに問題とか、やり方があるんじゃないかという。

【森委員】

やりやすい地域とやりづらい地域があるだろうなというところ、実際にはどれくらいまでのところまで行けるのかなというところですね。

【山口課長】

前回の委員会のときに、現状というところで報告した中で、特に作物的な偏りがあるといったような説明をしたかと思えます。ここ近年でも、例えば米は非常に取組がしやすい、クリーン農業に取り組みやすいということで、3,000haほどこの5年間で増えていて、逆に野菜関係で、第1回の委員会で質問があったのはピーマンだったかと思えますが、特に手間のかかる、若しくはその担い手が減ってきているというところで、YES!clean 農産物が減ってきている部分もあったり、その作物自体が減ったりしている。また、バレイショについても（生食で）減ってきているのは、手間のかからない加工用とかそういったものに取り組むようになる、そういったことで、地域設定よりも作物の方が、影響が大きいと感じております。

【西邑会長】

いろいろデータ、複合的なデータというのがあるでしょうから、それを解析して、どこを戦略的に行くんだということは出てくるんだらうと思えます。よろしく願います。他の委員の方で、いかがでしょうか。

【白幡北海道食の安全・安心委員会委員】

北海道文教大学の白幡と申します。よろしく願いいたします。先ほど、学校給食での連携、栄養教諭が食育を行って、子供から親へ、親から農業体験したりということで、クリーン農業についてすごく広まって行って、そういうふうにして広めていくのがいいなあと思ったんですけれども、中高生、高校生へのアプローチがやっぱり少ないという話もあり、大学生も、関連した大学、こういう栄養系の、私そうなんですけれども、栄養系の大学だと、やっぱり何となくは耳に入ってくるものだと思いますが、全然関係のない大学に行ってしまうと、耳から入ってくるものとしてないかなと思ったので、もっと何か、広がる方法があったらいいかなと感じました。

あと、もう一点、私がちょっと思ったことなんですけど、クリーン農業のイメージキャラクターが現状としてあるみたいなんですけど、それが私の見たことないだけなのか、こういうのがあるんだなと感じました。

【山口課長】

前回お配りにした資料に、白幡委員ご欠席だったのですが、ここにあるクリーン農業のキャラクター「ハタケダ博士とくりーんだね」という、これ実は着ぐるみもあって、大学の方にはたまに、必要に応じて貸し出したりしている、そういったも

のもございます。あと、これのミニ版というか、ぬいぐるみみたいなものもあって、イベントのほうで使っております。ちょっと主観も入るのですが、茶色がベースの地味な色合いのキャラクターということもあるので、PRについては考えるところがあるかなと思っております。何かアドバイスいただければ、参考にさせていただきたいと思います。

【西邑会長】

ありがとうございました。確かに大学生もなかなか食生活、うちの学生たちもかなりひどいので、必要なかなと思います。また、そのキャラクターを、二次元で見るのですが三次元で見たことがないので、次回ここに連れて来ていただければと思います。ちょっと時間も押してきましたので、あと、まだご意見いただけない委員から、一言ずつくらいいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。菊谷委員。

【菊谷北海道食の安全・安心委員会委員】

ぎょれんの菊谷と申します。ジャンルがちょっと違うんです。質問ではなく、今、議論の中で思った感想をちょっと述べさせていただきたいなというふうに思います。

食の安全・安心、大いに進めていただきたいと思います。これからの時代、大事なことだと思っています。我々もジャンルが違うんですけども同様の取組をしています。と同時に、今日のテーマのクリーン農業ですね。減農薬であるとか、有機栽培でしょうか。これもまた大事なことだろうと思います。ただ、ちょっと違う視点からして言わせてもらいますと、今日の議論すべて消費者サイドからなのかなと思います。私は生産者団体なので、あえて生産者の目線から考えてみますと、やっぱり減農薬にしても、有機栽培にしても、生産者にとってメリットがなければ、生産者は作らないと思うんですよね。それをどうやって表現して、どうやって実現させるのか。説得するのか。残念ながら、ちょっと今日読ましてもらった資料では、その辺の具体策に欠けるのかなというふうに感じました。それはやっぱり農業という大きな括りではなくて、特定の品目、作物ですとか、そういうものにスポットライトを当てて、需給バランス、その年、過去3カ年、5カ年、10カ年どうだったのか、価格の推移はどうなのか、どこで売れるのか、国内はどこなのか、世界はどこなのか、どこを目指していくんだと、もう事細かなですね、戦略立てをして、生産者に対して説明をして、納得していただかないと私はちょっと厳しいのかなというふうに感じました。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。それこそ、持続的に、農家、生産者が生き残るためには、そこが大変重要なかなと思います。それでは箱石委員、よろしく願います。

【箱石北海道食の安全・安心委員会委員】

私どものホクレンという立場で、農業団体の人間として、今の菊谷委員の立場と同じ生産から販売という中で仕事をさせていただいてるのですけれども、まず一つ

は、先ほどから話が出ています、生産現場がクリーン農業ですとか、それからGAPだとか、そういったことを、やはりJAグループとしても、必要なので取り組んでいきたいと思いますということで、今は道庁さんですとか道総研さん、普及センターと一緒にですね、JAグループも営農支援体制を組んで、全道的に展開できるような技術面ですとか、あと施肥設計ですとかそういったものを、いかにコストを下げ、効率的にやるかというのを、今一緒になって取り組んでいるという状況です。地域によってやはり状況も違うところもあるので、そういうところも、地域に見合った形でやっていくということで、ある面ではそういう努力を一方ではしているんですけれども、先ほどの菊谷委員からもありましたけどおり、生産者の立場としてはやはり生産性向上ですとか、それから所得の確保というところが大きな課題になりますので、ぜひ一つ目としてはやはり、例えば、環境制御型のハウスの中で、二酸化炭素の量を調整して、それによって単収は上がるというような、そういう技術もICTの関係で出てきています。そういったことに生産者が取り組んだところには、道なり行政なりが、いろんな形で支援するような体制をとって、少しでもコストを下げるといった技術をやりたいということもありますし、一方ではやはり規模拡大等がありまして、自動操舵のような大型のトラクターを、GPSを使ってやると。その時の機械の導入ですとか、そういったものに対する助成というところも、これ合わせてやっていかないと、なかなか運動論だけでは上手くいかないというところがあるので、その辺りは今こうやってますけども、これからも、さらに意識した対応というのは、必要になってくるのかなというのが一つです。

それから、販売面でいくと、先ほど生協さんとかホクレンショップで、こういうGAPで出来たものとか、クリーン農業、有機のもの売ったらいいんじゃないですかという話もあったのですが、実際我々も売りたいんですけれども、SDGsでもあります、つくる責任、それからつかう責任、いわゆる食べる、買う責任ですね。我々だったら安全で安心なものを取引する、作っていくというような努力をしますが、今度買われる側の立場としては、そういう苦労して作られたものはやっぱり多少コストも上がって高くなるというところも、やはり食べる責任、使う責任としてはそういう背景をちゃんと理解しながら、多少高くても買っていくんですよというような、いわゆる食育だと思えるんですけども、そういうことを意識した食育というのは展開する必要があるのかなと。私は去年イタリアに行ったのですが、イタリアは自国の食品とそれから輸入物とはかなり価格差はあるのですが、やっぱりイタリア国民というのは優先的に自国のものを買う、イタリアはスローフードの発祥地でもあるので、高くてもやっぱり我々は自国のものを買って、農業を応援するんだというような、そういう意識が非常に強い国です。そういった形を北海道の中でも、これは北海道の皆さんと一緒にですね、そういった意味では食育なり、そういうSDGsを意識したつくる責任、それから買う責任といいますか、そういったものをみんなで意識して、運動として展開していくということが必要じゃないかなというふうに思います。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。大変貴重なご意見で、素案の中にもございますが、理解を促進するという事の中は、やはり上流から下流まで、すべてを丁寧に理解し

ていただくということが必要であろうかと思えます。そういう意味で今のご意見を貴重かなと思えます。稲田委員、いかがでしょうか。

【稲田北海道食の安全・安心委員会委員】

手短に失礼します。事業者といえますか、製造しているメーカーとして考えてみたのですけれども、いまクリーン農業というところで、農産物というものは中心にやられていると思うのですけれども、思ったのは、ジュースとか、ペーストとかというものがもっとありますと、消費者の皆様、商品としてもっとこう幅広く、いろんなものができるのではないのかなと思ってお聞きしておりました。その中でまたYES!clean マークというのが、もっと普及できるように、どのようにして、商品にラベルとしてパッケージできるかというところを、もっと付けていくことができると、もっと皆さんの前に広がるのではないかなというふうに考えております。

【西邑会長】

ありがとうございます。今のご意見いかがでしょうか。

【山口課長】

先ほど、14 事業者 39 品目、YES!clean 加工食品ですけど、まだまだ数が少ないということでございます。そういった部分は、これから広げていくという必要性を我々も感じております。

【瀬川局長】

いろいろクリーン農業についてご意見いただきました。昨年、道では食育推進計画というのを作ってございまして、子どもの頃は親御さんとの食事の中でいろいろ学ぶけれども、高校くらい、大学になると中抜けして、そのあとまた独身が入って、家庭を持つようになると、また食育に関心が戻って、という流れがあるということで、その薄い部分も含めて、食育を進めないといけないというところがございます。今日、議題はクリーン農業でございましてけれども、このクリーン農業という取組をなぜやっているかという部分を、この食育の中で合わせて進めないと、クリーン農業単体だけで進むというのは限界がございまして。当面の目標として、クリーン農業は3割の農薬と化学肥料を減らす、高度クリーンであれば5割減らすという目標はあるのですが、実際その減らす意味というのが、従来品と何が違うのかという部分を、食育の中で進めていかないと、このクリーン農業というのはなかなか受け入れづらいところがございます。生まれてから死ぬまでの食育、高齢化も含めた食育を進めるという方針を、昨年度策定の食育計画で決めましたので、こういったものも具体的に絡めながら、クリーン農業と合わせて進めていこうというふうに考えてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。そろそろこのところを締めたいと思えますが、最後に畠山副会長から。

【畠山副会長】

重ねてのことに、意見になるかもしれませんが、クリーン農業の推進ということで、クリーン農業自体は一般消費者にとって、健康面への影響ですとか環境保全、そういったことにいいということは知られていると思うんですけども、この計画の中の文言にあります、温室効果ガスの発生抑制に役立つと、そういったところ例えば一般的にはあまり考えてないのではないのかなと、周知されていないのではないかというふうに思います。この温室効果ガスの発生抑制ということは全くもって今日的な課題でありますので、このことをもう少し周知していくと、クリーン農業への理解というのがまた深まっていくのかなというふうに感じております。

それからもう一つ、YES!clean なんですが、これの課題というのはやはり先ほど稲田委員もおっしゃいましたとおり、私も何回か意見を言わせていただいているので恐縮なのですが、やはり消費者が買うときにはマークが無くなっているところ、何と言っても一番大きな課題であるというふうに思います。そういう状況では、生産者もですね、する気がちょっと減退していくのではないかなというふうに思いますので、何としてもこのところの課題をクリアしなければいけないというふうに感じているのですが、生産段階で、例えば袋詰めするとか、あるいは流通業者にもっと YES!clean というものを理解してもらって、そして優先的にですね、クリーンな産物であるということで選んでもらえるようなですね、そういったような周知の方法といいますか、そういったことができないかなというふうに思っています。そういった、例えばその表示という部分で、加工食品になりますと表示ができますので、大変よろしいなというふうに思っております。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。だいたい時間も押していますので、よろしいでしょうか。全委員から貴重なご意見出てきたと思いますので、これを吸い上げて、また案づくりに生かしていただきたいと思います。ただいま委員から出されましたご意見等を踏まえて、道において、北海道クリーン農業推進計画の7期の案ですね、作成を進めていただくということで、委員の皆様、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、北海道クリーン農業推進計画第7期の案の作成について、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして議事の2番目ですが、その他のア、ゲノム編集技術を利用して得られた生物及び食品等の国における取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

【山口課長】

続けて食品政策課山口と、それから保健福祉部健康安全局食品衛生課の齊藤課長、環境生活部くらし安全局消費者安全課の高石担当課長が、それぞれ所管の部分を説明するというので、情報提供させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

すでにご存知の委員の方もおられるかと思えます。本年9月19日に、厚生労働省で、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領が定められ、それからまた同日、消費者庁におきまして、ゲノム編集技術応用食品の表示のあり方について整理がされております。そして先月の9日には、農林水産省において、農林水産分野

におけるゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱いというのが定められております。前回の7月の本委員会において、国の方で開催した意見交換会の資料をご紹介します。検討状況や考え方等をご報告させていただきました。それが成案となったということでございます。今回その規定、整備された内容の概要についてお話をしたいと思います。

まず、農林水産分野におけるゲノム編集技術を利用して得られた生物の取扱いということで、資料4-1と4-2がございます。資料4-1、カラーが混じっている方ですが、そちらが私どもの農政部食品政策課でまとめた概要版ということで、そちらの方を中心に説明をしたいと思います。資料4-2が国から出ている通知文の本文の写しになります。

まず1ページをご覧ください。1の概要についてでございます。昨今、新たな育種技術として、いわゆるゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物などが開発されて、食品として流通しうる段階を迎えているということで、この中には、カルタヘナ法の対象である遺伝子組換え生物に該当するものと、該当しないものというものが存在いたします。それで、農水省は先月の9日に環境省の通知、注釈の※印3という中にございます、本年の2月に環境省が取りまとめた通知というのがございますが、これに基づいて、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物について、生物多様性への影響の観点から使用者に情報を求める際の具体的な手続きを定めて公表したというものでございます。

手続きの内容についてですが、2の農林水産省取扱方針にございますように、使用者、この使用者という定義ですが、これは実際に農作物を栽培する農業者ではなくて、開発者、それから輸入種苗の場合には輸入業者、そういった方を想定しております。この使用者からの情報提供、食品についての厚労省の通知では届出という言葉になっておりますけど、事前にその内容を農林水産省において確認した上で受け付けることとして、この通知が公表された10月9日から事前相談というものが開始されております。

めくって2ページ目、3の情報提供の詳細をご覧ください。（1）の手続きについてでございます。まず①の事前相談ということで、使用者はゲノム編集技術を利用して得られた対象生物の使用に先立って、情報提供書の案を農林水産省に提出する。農林水産省はその生物が遺伝子組換え生物に該当しないといったことなどについて、必要に応じて学識経験者に意見照会を行い、内容を確認して参ります。この事前相談を終えた後、②の情報提供書の提出として、使用者は情報提供書を農林水産省に提出、これが正式提出、事前相談を経て今度は正式提出という形になります。それを行い、農林水産省は情報提供書を特定の者に不当な利益または不利益をもたらす恐れのある情報を除いて、ホームページで公表していく。これが一連の情報提供の内容になります。この手続きの流れを図にしてもものが、中段のようなフロー図になります。

この情報提供書には、下段の（2）のほうにございますとおり、ゲノム編集技術を利用して得られた対象生物の名称、用途のほか、カルタヘナ法の対象外の生物であることの情報やゲノム編集の方法、そして実際に生じた形質の変化や、意図しない変化の有無、生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察といった項目について記載することとなっております。

今の資料4-1の2ページのフロー図のすぐ上に、③として後代系統の取扱いというところを記載しております。情報提供がなされた生物を交配して育成された後代系統についても、当面の間、個別事情・事例ごとに農林水産省に問い合わせた上で、その交配に用いた生物の特性や、生物多様性に変化が生ずる可能性のある場合は、同様にこの情報提供を求めることとするという内容になっております。また、先ほど使用者には輸入業者も含まれると説明しましたが、海外で育成された系統についても、我が国で使用するものについてはこの通知の情報提供の対象となります。

若干補足をさせていただきますと、農水省の担当官の方からは、特にカルタヘナ法の対象外の生物であること、細胞外で加工した核酸またはその複製物が残存していないことが確認された生物であることということですが、その情報として、選抜育成の経過や移入された核酸の残存の有無を確認した方法の情報含めて、遺伝子組換え生物と同様に、その点について綿密に聞くと、要はこの部分を一番重要視しているという話を聞いております。また生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察ですが、競合における優位性、有害物質産生性、それから交雑性など、要するに野生生物の生育を阻んで駆逐するといった影響の部分、その部分の考察については、遺伝子組換えの評価で確認をしていることと同じ項目を記載してもらおうとなっております。それから、必要に応じてと今なっている学識経験者の意見照会は、当面すべて意見照会を行うといったことを聞いております。

1ページ目の囲みの注釈の中で3点ありますけれども、ゲノム編集技術、カルタヘナ法などの用語解説でございます。それと、カラーの部分、3ページと4ページ、前回の委員会でも同じような資料を付けておりますが、品種改良技術である育種についての全体的な説明、それから突然変異を利用した育種、一般的に行われている部分です。それとゲノム編集技術についての解説資料というのを添付しておりますので、こちらはおさらいということでご覧いただければと存じます。

説明の最後となりますけれども、現在、ゲノム編集技術を利用した食品については、機能性成分を多く含んだ、GABAと言われるものですが、これを含んだトマトですとか、天然毒素のソラニンやチャコニンといったようなものを大幅に低減したバレイショ、それから超多収性のイネといった開発が、国家プロジェクトなどによって進められております。現時点ではまだ、農林水産省に情報提供されたというものはございません。引き続き、農水省をはじめ関係者との連携を密にしながら、情報収集等に努めて参りたいと考えております。私からは以上でございます。

【西邑会長】

続いて資料5の方をお願いします。

【斉藤保健福祉部健康安全局食品衛生課課長】

保健福祉部健康安全局食品衛生課の斉藤でございます。私からゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて説明させていただきます。資料5をご覧ください。ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いにつきましては、資料5にありますとおり、令和元年9月19日付で厚生労働省から通知されております。

めくっていただいて、次のページご覧ください。ここからが取扱要領になります。ここでは、(1)ゲノム編集技術、(2)ゲノム編集技術応用食品、(3)の添加

物に関する定義がそれぞれ記載されております。その一つの（１）ゲノム編集技術の定義について説明いたしますと、そこには、ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いて、その塩基配列上の特定の部位を改変する技術とされています。この中の特定の機能を付与とは、例えばですが、アレルギー物質が少ない卵でありますとか、血圧抑制効果のあるトマトなどが挙げられます。なお最終的に外来の遺伝子またはその一部を含む場合は、組換えDNA技術に該当するものとされているところでございます。

届出の対象となるゲノム編集技術応用食品の範囲につきましては、次のページをご覧ください。届出対象は、①と②であります。①はそこに書いておりでございますが、②に関しましては、ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造されたものである場合、その内容が従来の育成技術でありますとか、自然界で起こりうる範囲を超えていなければ、届出の対象となるとされております。また、遺伝子の状況が最終的に外来の遺伝子及びその一部を含む場合は、組換えDNA技術に該当するものとして、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査手続きに従い、安全性審査を受ける必要があるとされているところでございます。さらに、遺伝子の状況がこれまで説明したいずれにも該当しない場合は、届出または安全性審査の必要の可否について、厚生労働省において、個別具体的に判断されることとされております。

なお、届出されたゲノム編集技術応用食品を利用して製造加工された食品については、新たな届出の必要がないということになっております。これは、加工食品の安全性は、もともと原材料の安全性の確保をもって、そのあとに加工されたものの安全性を担保することから、加工品についての確認は不要とされているところです。

ただいま説明してきました届出について要約しますと、ゲノム編集技術応用食品のうち、外来の遺伝子が残存しない場合、ゲノム編集技術応用食品として届出が必要となり、外来の遺伝子が残存する場合、この場合は組換えDNA技術応用食品として、安全審査は必要となるという内容になっております。

次の3には添加物について記載されておりますが、添加物についての考え方は食品と同様の取扱いとなります。

次の4の届出の方法ですが、最後のページにあります、ゲノム編集技術応用食品の取扱いに係るフロー図を見ていただければと思います。左上のところですが、ゲノム編集技術応用食品の開発者等は、厚生労働省に事前相談し、厚生労働省はその食品が、網掛けの矢印の届出に該当するか、若しくは塗りつぶしの矢印の安全審査に該当するかについて、遺伝子組換え食品等調査会に確認し、必要に応じて食品安全委員会に諮問するなどし、開発者に結果を回答するというフロー図になってます。右側の矢印の安全審査に該当した場合は、従来行われている遺伝子組換え食品と同様な経過が行われて、最終的に流通が可能になります。

通知文本文に戻りまして、5の届出及び公表する情報には、開発者等が厚生労働省に届出する情報でありますとか、厚生労働省が公表する情報が記載されております。6の後代交配種の取扱いについては、今後継続して検討することとされて、7のその他では、本要領は必要に応じて見直しすることとされております。

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いに関する説明は以上でございます。

【高石環境生活部くらし安全局消費者安全課消費問題対策担当課長】

お疲れさまでございます。環境生活部消費者安全課の高石と申します。ゲノム編集技術応用食品の表示に関しましてご説明申し上げます。資料については資料6をご覧ください。

先ほどの説明にもありましたとおり、本年9月19日厚生労働省はゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領を定めたとごさいます。消費者庁といたしましては、この策定を受けまして、ゲノム編集技術応用食品については表示を義務づけしないなど、食品表示上のあり方について整理方針を、食品表示基準Q&Aに新たに盛り込みまして、資料6のとおり、各都道府県などにこの度通知したところであります。

このQ&Aには、ゲノム編集技術応用食品に関する事項といたしまして、新たに5項目追加になっております。資料6のほうを1枚めくっていただきまして1ページ目、ゲノム編集技術応用食品とは、どのような食品なのか、めくっていただいて2ページ目、ゲノム編集技術応用食品は食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示の対象となるか、3ページ目、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に、関連する表示をすることはできるか、そして4ページ目、ゲノム編集技術応用食品ではないと表示することはできるか、最後になりますが、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に、「遺伝子組換えでない」と表示することができるか、以上5項目になります。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

次にQ&Aのポイントなどについて、簡単に説明させていただきます。資料6の最後のページ、A4横のポンチ絵をご覧ください。ゲノム編集技術応用食品の表示につきましては、組換えDNA技術に該当するもの、いわゆる遺伝子組換え食品と言われるものと、組換えDNA技術に該当しないもの、大きくこの2つに区分して考えていくものであります。まず、組換えDNA技術に該当するものは、従来から表示が義務づけられているものであり、遺伝子組換え表示制度に従った表示が必要となります。一方で、組換えDNA技術に該当しないものは、この度の通知にありましたとおり、表示を義務づけしないということとされたところがございます。

では、なぜ今回、食品表示の対象外となったのかというところがございますけれども、昨年12月、厚生労働省が所管する薬事食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会という部会の中で、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて、といった内容の報告書を取りまとめたところあります。この報告書におきましては、ゲノム編集技術応用食品のなかで、組換えDNA技術に該当しない食品の定義につきましては、自然界で起こりうる切断箇所の変換による変化の範囲内であり、従来の育種技術でも起こりうるものとしていただいております。国ではこの報告内容を踏まえまして、現時点では、組換えDNA技術に技術に該当しないもので、外来遺伝子などが残存しないものにつきましては、ゲノム編集技術によって得られた変異かどうか判別するための実効的な検査法の確立が困難、科学的な判別が不能、また国内外の食品の供給過程の各段階におきまして、分別流通等の管理方法の確立されていない、このことは書類確認を基本とする表示監視で、ゲノム編集技術応用食品かどうかにつきましては、真偽を把握すること

が困難であり、実効的な表示の監視体制を確保できない、これらを理由とし、現段階では食品関連事業者の皆様に表示を義務づけることは困難としているところであります。

このように国では、現段階では食品表示を義務づけしない方針を示したところではございますけれども、一方、厚生労働省の取扱要領に基づき、ゲノム編集技術の届出をし、その技術を利用した食品につきましては、届出があったものは是非表示をしていただきたいなど、消費者庁は働きかけていく考えということも申し上げております。さらに、ポンチ絵の一番下段にも記載されているところですが、消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品に対し、選択の表示を求める声がある、こういった声も消費者庁のほうでは承知しており、また、ゲノム編集技術は、今後さらに国内外で研究開発が進められていく分野であることから、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集などを随時行わせていただき、新たな知見などが得られた場合につきましては、表示の義務付けも視野に入れつつ、必要に応じて取扱方針の見直しを検討してまいりたいというふうに申し上げているところでございます。

以上、非常に簡単ではございますが、私からのご説明とさせていただきます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。ただいま説明のありましたゲノム編集技術をめぐる情報の提供でしたが、委員の方からご質問等ございますか。なかなか内容難しいところもあるのですが、どんな質問でも結構です。いかがでしょうか。どうぞ。

【畠山副会長】

厚生労働省、それから農水省、消費者庁の各対応がこうやって出ているわけですが、これらの対応というのは、あくまでも届出のあったものについてであって、届出せずに、事前相談せずに、勝手に市場に出回るということはあるものでしょうか。そういうことは想定されませんか。

【齊藤課長】

厚労省に届出しなかった場合、罰則規定というのは実はないです。場合によっては悪意があって、そういう場合も全くないということは、想定できないと思います。これは道の考え方ではなくて、国の考え方として、7月5日に国において説明会がありました。その中で厚労省の担当者が言っていたのが、悪意があった場合には公表する、そういう手続きをとりまして、しっかりとそのことで実効性が確保されていくようなことにしたい、というような考えを持っているようです。

【畠山副会長】

そのところがすごく不安といいますか、本当にそれで実効性があるのかなというように、ちょっと思ってしまうのですよね。悪意のある開発者をどうやって掴むのかなと思ったりするんですけれども。

【鈴木委員】

多分、種苗登録しないといけないので、新しい品種として登録される段階で、ど

ういうやり方で育成されたかということがわかると思うんですよね。ですから、品種登録されずに流通することはまず国内ではあり得ないと思うので、その段階で、わざわざゲノム編集使っていませんよということ、使っているのに使っていませんということ、言う必要もない。ですので、そういうものが新しい品種として出回るといふことはあり得ないというふうに思います。

【山口課長】

今、鈴木委員から補足ありましたとおり、当面、最初に出てくるものとしては、当然、開発費がかかっているわけです。特に特許の関係で、この制限酵素を使って研究開発することに対しては非常に安価で提供してくれているのですけれども、実際に商品化となると、そういった特許の問題がございます。そうした部分をクリアしながら、初めは、やはりゲノム編集技術を、こういうメリットがあるよというところを全面に出していくものがおそらく流通するだろうというような話を、色々な説明の時に、聞いているところでございます。

それと、実際にゲノム編集をしたかどうか確認の仕方は、ちょっと難しい専門用語でヌルセグリカントという、目的の遺伝子変異はあって、外部から持ち込んだ遺伝子や核酸が完全に抜けている状態であることを確認する方法、大きく3種類ございまして、PCR法、次世代シーケンサーで確認する方法、それから一番使われているのがサザンブロットという方法、3種類ぐらいありまして、これらを全部やって、残存していないという確認ができるということは、逆に、それで（ゲノム編集をしたということが）確認ができない、今の技術では確認できないということは、その生物のみといいますか、確実に持ち込んだ塩基だとかそういう部分は、抜けているということ。そういう検証は、先ほど私の方で説明しました、農林水産省が重要視している育種、選抜の過程ということで、行政としても確認をするといったことは伺っております。ただ、畠山副会長がおっしゃった可能性という部分については、否定はできない部分はあるということも、それは事実かと思っております。私どもが聞いているのは、そういったようなことであります。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。他の委員の方からご質問ございませんか。それでは川合委員。

【川合委員】

現行のいわゆる遺伝子組換え食品では、例えば、遺伝子組換え大豆を使った醤油など、いわゆる、外来の遺伝子があったとしても、分解されて製品に残らないような場合、その表示の義務付けというのがどうなっているか、ちょっとよく分からないところもあるのですが、このゲノム編集技術の場合は、そういう外来遺伝子が残っていない場合は、表示をしなくてもよいと解釈できます。現行の遺伝子組換え食品における表示の考え方が、ゲノム編集技術を使ったものの考え方を反映して変わっていくという可能性について教えていただければと思います。

【高石担当課長】

まず、遺伝子組換え食品の表示というもののなのですが、いま委員がおっしゃられた大豆につきまして、たぶん皆さん、大豆の醤油ですとか納豆ですとかを見たときに、「大豆（遺伝子組換えでない）」と表示されているものを見たことがあると思うのですが、実はあれは、遺伝子組換えの大豆が、流通過程や管理過程で混ざる確率が5%以下ですよということです。ですので、遺伝子組換えではないということが、遺伝子組換え食品が入ってないということではない。ただ、その部分については、今後表示について法改正がございしますので、ゼロでなければ「遺伝子組換えではない」という表示はできなくなります。2023年にゼロでなければ「遺伝子組換えではない」という表示はできなくなりますので、その部分はゲノムも遺伝子組換え食品とリンクはしていくと思います。

【川合委員】

醤油など、原材料に遺伝子組換えのものを使っても、製品に外来遺伝子由来のタンパク質成分などが残存しない場合も、ゲノム編集技術で作られた製品と同様に表示が必要にならなくなるというようなことが、想定されるのかどうか、もし何か情報がありましたらお教えてください。

【高石担当課長】

まず遺伝子組換え食品に関しましては、分解されたとしても、原材料に大豆とか義務づけが指定されている農作物が使われている場合には、表示が必要となります。

【西邑会長】

川合委員がおっしゃるのは、このゲノム編集で表示義務がないという判断するような方向性が、今度は遺伝子組換えのほうで、今はやっているけれども、それがこれから今度は逆に変わっていくような方向性が、これから議論されるような可能性というのはありますかというような質問だと思います。

【瀬川局長】

油にしても醤油にしても分析で引っ掛からないものは、GMであっても表示する義務はありません。また、5%以上かつ、この「かつ」というのが大事なんですけども、原材料の重量ベースで上位3番目に入らないものは表示しなくてよいことになっています。ですからこれに引っ掛からない、例えば3番目じゃなくて重量が4番目以降でGMのものを使っている、制度上は表示しなくてよくなっております。ですから、科学的な分析で分からないものと、表示の制度で表示しなくてもいいものと2種類ございます。

ゲノム編集については、資料4-1のところ、カラー刷りで3パターンありますけれども、SDN-1という核酸や遺伝子が残らず、次世代シーケンサーなどでも引っ掛からないもの、こういったものは、基本的にどうやっても検出できないので、GMの世界と同じ理論でいけば、表示はされないだろうということとございます。科学的な分析方法が確立できないうちは、まずできないということと、それからGMと同じように、重量ベースでリミッターがかかれば使っているも表示されな

いだろうというところ、ここの整合性をかけるような議論というのは、今までの国の意見交換会の中でもいっさい議論されておられませんので、そうなると、ほぼGMと同じ流れの中で、表示が検証されるだろうというふうに予想されます。

【西邑会長】

ありがとうございました。先生よろしいですか。そろそろ時間もちょっと超過してきましたので、それでは副会長、簡単に。

【畠山副会長】

すいません。今のちょっと川合委員がおっしゃったことに関連するんですけども、表示のことなのですが、遺伝子組換えの場合は最終製品に組み換えたDNAやそれから生じた蛋白が残らなければ、表示はしなくてもいいというふうになっているわけですが、今回、ゲノムに関する表示の方法についても、考え方ですか、そこについてもちょっと似たところがあるなというふうに思うんですが、ただ、遺伝子組換えの場合は多国籍企業の問題も社会的にですね、いろいろ言われていますので、消費者としては、食の安全性ばかりでなくて、それを作っている企業が社会的にどのようなことをやっているのかというところまで、関心がいつているんですね。ですからそういった意味では、消費者が表示を求めるということは、もっと幅広い観点から求めているのであって、それに応えてもらいたいというのは、消費者の願いです。ゲノムでも同じようなことが言えるかなと思っています。

【高石担当課長】

ご意見ありがとうございます。先ほど私の説明の後段で、最後に申し上げたように、消費者庁もいろんな意見を聞いて、情報収集して、表示の義務付けも視野に検討をして参りたいというふうに言ってますので、いろんなご意見というのをお出しただいて、検討を進めていただくということが必要かと思えます。先生の意見もしっかり聞かせていただきましたので。

【西邑会長】

ありがとうございました。それでは事務局にはゲノム編集技術に関する情報につきまして、引き続き収集、共有のほうをよろしく願います。

それでは、議事の方のその他の（イ）になりますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

【山口課長】

特にございません。

【西邑会長】

はい。それでは委員の方から何かございますでしょうか。無いようですので、全体を通してですね、委員の方から何かこの場でご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは予定しておりました議題につきまして、すべて終わりました。長時間に

わたり、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。これで進行を事務局に戻します。

○ 閉 会

【大脇主幹】

西邑会長、どうもありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、大西推進監からご挨拶を申し上げます。

【大西食の安全推進監】

本日は貴重なご意見ご提案を賜りましてありがとうございます。西邑会長には、委員会を円滑に進行していただき、厚くお礼を申し上げます。

第7期クリーン農業推進計画につきましては、本日、皆様からいただいたご意見、そして今後実施いたしますパブリックコメントでのご意見などを踏まえ、案を作成して参ります。

さて、このクリーン農業の取組でございますが、道では全国に先駆けて平成3年から、環境保全型農業などクリーン農業を提唱して参りました。このころはバブル景気の崩壊が始まりますとともに、酸性雨をはじめといたします地球環境問題が顕在化しており、人類共通の課題として持続可能な開発という理念のもとに、環境と開発の両立を目指して、平成4年にブラジルで地球サミットが開催された頃でございます。それから四半世紀過ぎて、平成27年には、人間活動に伴って引き起こされる環境をはじめとした諸問題を国際社会全体で協調して解決するために、先ほど冒頭の挨拶で西邑会長からございましたとおり、国連で持続可能な開発目標、SDGsが採択され、現在その実現に向け様々な取組が進められるところでございます。道で取り組んでおりますクリーン農業は着実に拡大してございますが、今回のクリーン農業の推進計画、このSDGsの考え方も盛り込みながら作成することが不可欠であると考えているところでございます。

来年1月に開催する第3回委員会におきましては、この計画の案についてのご審議、またGM条例の施行状況等の点検・検証における道民の皆様から意見聴取等の結果のご報告などを予定してございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

話は若干逸れますけれども、前回の委員会のあと、私はクリーン農業ですとか有機農業をやってる農家の方々、お話を聞く機会ございました。正直なところ、皆さん大変苦勞なさってるなというのが、非常に実感したところでございます。消費者に安全なものを届けたい、将来の子どもたちの体が心配だよとか、あと、手間のかかるクリーン農業は高齢化で仲間が減っているんだよねとか、GAPに取り組んでいるけどなかなかメリットが見えてこないんですよとか、正直な意見が多数寄せられてございます。

また今日も貴重なご意見をたくさん頂いたのですが、皆様の食育が大切とか、武岡委員からはPRが下手くそとか、あと菊谷委員からはなかなか戦略が見えてきていないとか、あと箱石委員からはスローフード、文化が大切だよといった、いろいろな意見が寄せられて非常に参考になったところでございます。今更ながら、こういうご意見を賜って私は考えますが、クリーン農業の推進の鍵は、やはり進める上で

の持続性を生産者の方に担保していただくにはですね、やはり適正な対価の確保が非常に重要だろうというふうに思っております。まずそのためには人口減少が続く農村で規模拡大が進む中、また、気候変動が非常に顕著な中では、それに対応したクリーン農業技術の開発がまず一番重要だろうと思っております。あとはですね、地産地消ですとか、身土不二とか医食同源といった、愛食運動といった食育の精神にもう一度立ち返ってですね、このクリーン農業を一生懸命進めて、このクリーン農業を支援していただける応援団をですね、もっともっと作っていかなきゃいけないかなと考えてございますので、このような計画になればいいなと私は考えているところでございます。

最後になりますが、委員の皆様には大変お忙しい中、長時間にわたって議論を深めていただいたことに改めて感謝いたしますとともに、今後とも食品行政をはじめといたします道政の推進にご支援、ご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【大脇主幹】

これをもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(以上)